野村アセットマネジメント　NOMURA

NEXT FUNDS

NEXT FUNDS専用サイト
https://nextfunds.jp/

投資信託説明書
（交付目論見書）

使用開始日
2026年3月26日

証券コード：1309

NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証50 連動型上場投信

愛称：NF・中国株上証50 ETF

追加型投信／海外／株式／ＥＴＦ／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社　ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ＥＴＦ	インデックス型	その他資産（投資信託証券（株式　一般））	年1回	アジアエマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他（上証50指数（税引後配当込み））

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2026年2月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：79兆0217億円（2026年1月30日現在）

この目論見書により行なうNEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証50連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月24日に関東財務局長に提出しており、2025年9月25日にその効力が生じております。

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

人民元ベースである上証50指数（税引後配当込み）※を対象株価指数（「対象株価指数」といいます。）とし、円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

※上証50指数（税引後配当込み）は、上海証券取引所（中国語名称「上海証券交易所」）に上場するＡ株から科学的かつ客観的な方法で選択された、規模および流動性の高い代表的な50銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。2003年12月31日を基準日とし、その日の指数値を1000として算出されています。

人民元ベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて算出します。ただし、当該レートが発表されない場合、委託会社が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。

ファンドの特色

主要投資対象

有価証券に投資する投資信託証券（投資法人の投資証券を含みます。）を主要投資対象とします。

投資方針

●投資信託証券への投資にあたっては、対象株価指数への連動を目指す別に定める投資信託証券の中から主として投資を行なうことを基本とします。また、安定した収益と流動性の確保を図ることを目指す別に定める投資信託証券にも補完的に投資を行ないます。（以下、「指定投資信託証券」といいます。）なお、組入投資信託証券は適宜見直しを行なう場合があります。ただし、組入投資信託証券は、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を活用する場合には、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で実質的に活用するものに限るものとします。

指定投資信託証券（2026年3月25日現在）
（1）対象株価指数への連動を目指すもの
野村ChinaAMC China 50 ETFマザーファンド
（2）安定した収益と流動性の確保を図ることを目指すもの
野村マネーポートフォリオ マザーファンド

◆指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに有価証券に投資する投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合があります。

◆投資信託証券への投資割合は、その流動性、換金の制限等を考慮して決定します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

◆日中ETFコネクティビティ※を活用している間、通常の状況においては、野村ChinaAMC China 50 ETFマザーファンド（以下、「同マザーファンド」といいます。）への投資比率は、高位を維持することを基本とします。なお、ファンド名にある「ChinaAMC」とは、中国有数の運用会社であるChina Asset Management Co., Ltd.（以下、「同社」といいます。）を指します。同マザーファンドは純資産や流動性の点から同社の代表的なETFである「ChinaAMC China 50 ETF」を主要投資対象としております。

野村アセットマネジメントは、日中ETFコネクティビティに参加することを決定し、商品やサービスの提供について、同社と協力することを合意いたしました。その合意に基づき、「ChinaAMC China 50 ETF」へのファンドの実質的な投資比率を、通常の状況においては、高位を維持することを基本といたします。

※「日中ETFコネクティビティ」は、株式会社日本取引所グループと上海証券取引所の両社合意に基づいて構築された、両取引所のETF市場を双方のETFを介して相互に結び付けるスキームです。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

●ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

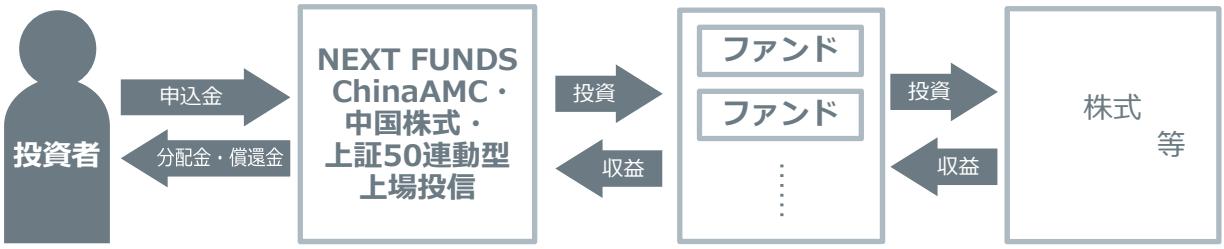

■上証50指数（税引後配当込み）の著作権等について■

上証50指数（税引後配当込み）の全ての権利は、上海証券取引所（中国語名称「上海証券交易所」）に帰属します。上海証券取引所または中証指数有限公司（China Securities Index Company 以下「CSI」）のいずれも、当該指数に関するデータの正確性や完全性について、いかなる保証もしません。また、上海証券取引所またはCSIは、過失の有無にかかわらず、当該指数におけるいかなる誤りについても、いかなる者に対しても責任を負いません。当該指数に基づいたファンドは、上海証券取引所またはCSIにより支援、保証、販売および宣伝が行われるものでは一切ありません。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

分配の方針

毎年7月8日に分配を行ないます。
分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう中国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、原則として為替変動リスクを軽減させるための為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする中国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象株価指数と連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、日本円換算した同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

①上場投資信託証券は、信託報酬や売買委託手数料などのコスト負担があることや、上場投資信託証券における構成銘柄の組入比率が対象株価指数の組入比率と異なる場合があること

②上場投資信託証券の値動きが市場の急変や金融商品取引所における売買高が少ないなどの理由により、対象株価指数の値動きと一致しないことがあること

③資金の流出入のタイミングと当該資金の流出入に伴い実際に上場投資信託証券や構成銘柄等を売買するタイミングのずれの影響により、上場投資信託証券や構成銘柄等の組入比率および外貨建て資産の為替エクスポージャーが必ずしも100%とならないこと

④構成銘柄の入替や個別銘柄の資本異動などによりポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

⑤ファンドの保有銘柄の評価価格が、対象株価指数における評価価格と一致しない場合があること（為替レートの価格差を含みます。）

⑥対象株価指数と異なる指数を参照する先物取引を利用する場合があることや、先物価格の値動きと同指数の値動きが一致しないこと

⑦中国における規則や中国当局による規制により、実質的に投資を行なう中国Ａ株のポートフォリオにおいて、対象株価指数の銘柄構成比率どおりの運用ができなくなる可能性があること

⑧中国国内の法令・税制等の制度変更により、構成銘柄等の価格やファンドにおける評価等が直接的または間接的に影響を受ける場合があること

投資リスク

⑨信託報酬等のコスト負担があること

＊対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と日本円換算した対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が日本円換算した対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する中国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、中国は、近年「社会主義市場経済」への転換を図り、政治・経済システムの改革を進めておりますが、将来の政治・経済・社会情勢、政府政策（法令またはそれらの解釈の改正、課税方法の変更、通貨交換の制限、輸入の制限等を含みます。）の変化から、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。また、中国の法令や税制等の変更により、ファンドが直接的または間接的に影響を受ける場合があります。
- ファンドが実質的に投資する上場投資信託証券を、中国国内の金融商品取引所において購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等による流動性の低下や、当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等により、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。特に、ファンドの信託金限度額は他のETF（上場投資信託）と比較して少額であるため、ファンドの市場価格と基準価額との乖離は、相対的に大きなものになる可能性があります。
- 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

投資リスク

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

投資リスク

リスクの定量的比較（2021年2月末～2026年1月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

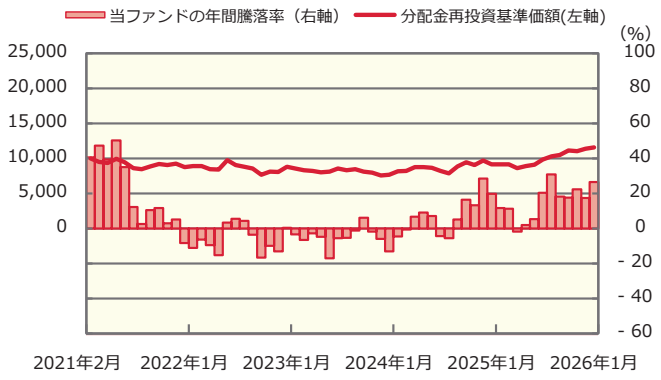

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

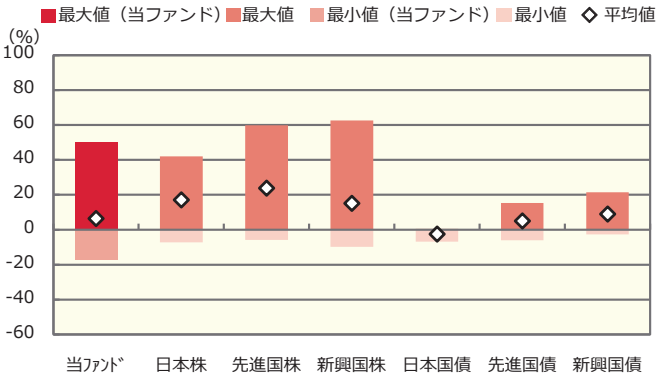

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**50.2**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **17.1**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**6.4**	17.1	23.9	15.2	△ 2.5	5.1	9.1

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2026年1月30日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

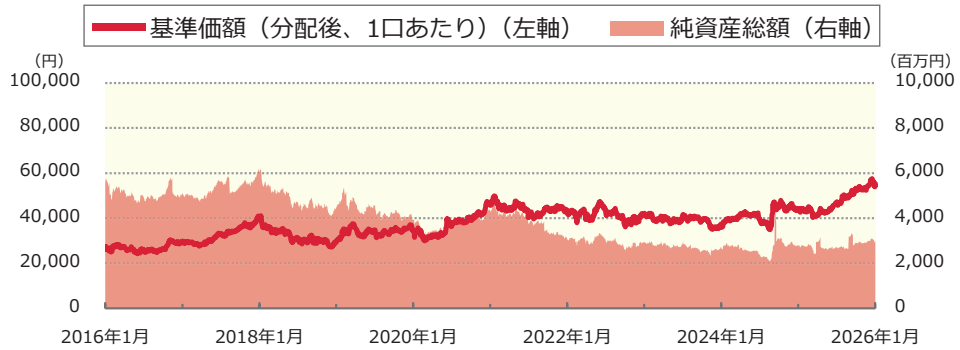

分配の推移

（1口あたり、課税前）

2025年7月	0　円
2024年7月	0　円
2023年7月	0　円
2022年7月	0　円
2021年7月	0　円
設定来累計	0　円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率（%）
1	野村ＣｈｉｎａＡＭＣ　Ｃｈｉｎａ　５０　ＥＴＦマザーファンド	99.9
2	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	0.0

年間収益率の推移（暦年ベース）

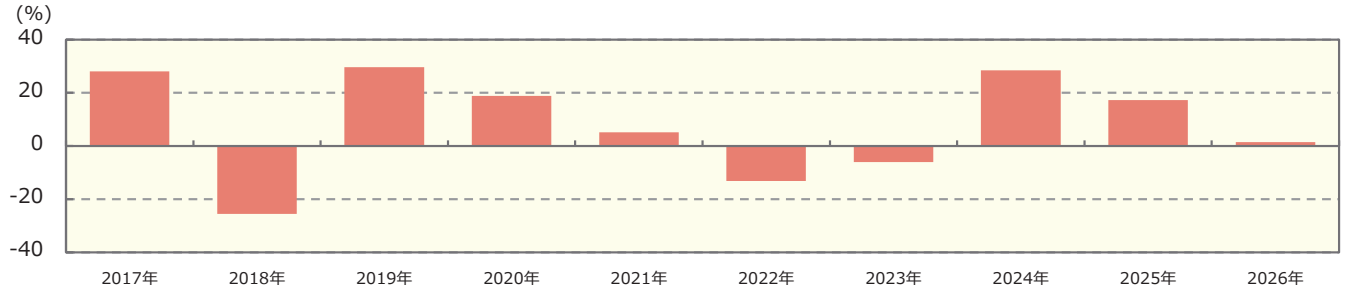

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	300口以上
購入価額	購入申込日の翌営業日（購入申込受付日）の基準価額に100.6%の率を乗じた価額 （ファンドの基準価額は1口あたりで表示しております。）
購入代金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当初元本	1口あたり69458円

換金単位	300口以上
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

申込締切時間	＜購入＞ 午後3時までに、申込みが行なわれたものを翌営業日の受付分とします。 ＜換金＞ 午後3時までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2025年9月25日から2026年9月30日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。

手続・手数料等

申込不可日	次の期日または期間における購入、換金の各お申込みについては、原則として、受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、委託会社は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。 <購入> ・購入申込日当日、翌営業日または翌々営業日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日 ・購入申込日から起算して6営業日以内に、ニューヨークの銀行の休業日または別に定める海外の休日※がある場合で、指定投資信託証券において有価証券等の買付が困難なものとして委託会社が別に定めたときの当該申込日 ・購入申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内） ・対象株価指数の計算方法の変更や対象株価指数において採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合等の際に信託財産が組み入れた投資信託証券において構成の調整が必要なときや、規制等により指定投資信託証券の売買、設定解約ができない期間として委託会社が別に定めるもの ・上記のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <換金> ・換金申込日当日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日 ・日本の営業日または別に定める海外の休日※のいずれでもない日の前営業日 ・換金申込日から起算して6営業日以内に、ニューヨークの銀行の休業日または別に定める海外の休日※がある場合で、指定投資信託証券において有価証券の売却代金等の回金が困難なものとして委託会社が別に定めたときの当該申込日 ・換金申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内） ・上記のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※次の条件のいずれかに該当する日をいいます。 ・上海証券取引所、シンガポール取引所または香港取引決済所の休場日 ・北京または上海の休日（銀行の通常の営業日以外の日）
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことができます。

信託期間	無期限 （2007年10月22日設定）
上場市場	東京証券取引所
繰上償還	受益権の口数が4万口を下ることとなった場合等は、償還となる場合があります。また、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、償還となります。
決算日	毎年7月8日
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。
信託金の限度額	550億円
公告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>購入時手数料</td><td>販売会社が独自に定める額
（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の費用</td><td>購入価額は、基準価額に100.6%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.6%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>信託財産留保額</td><td>１口あたり、基準価額に0%の率を乗じて得た額
ただし、中国A株において、今後、キャピタルゲイン課税が導入される等の態様が生じる場合には、その影響および水準等を勘案し、委託会社が定める率を乗じて得た額に引き上げられる場合があります。</td></tr>
<tr><td></td><td>換金時手数料</td><td>販売会社が独自に定める額
（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。</td></tr>
<tr><td colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分は下記の通りとします。
<table>
<tr><td colspan="2">信託報酬率</td><td>年1.045%（税抜年0.95%）以内
（2026年3月25日現在
年0.33%（税抜年0.3%））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支払先の配分（税抜）および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>年0.25%</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td>年0.05%</td></tr>
<tr><td colspan="2">実質的な負担 (注)</td><td>年0.53%程度（税込）</td></tr>
</table>
＊上記配分は、2026年3月25日現在の信託報酬率における配分です。
（注）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2026年3月25日現在で想定されるものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。</td></tr>
</table>

手続・手数料等

	その他の費用・手数料	◆対象株価指数に係る商標使用料（2026年3月25日現在） ファンドの純資産総額に対し、年0.04%以下の率を乗じて得た額とします。 ◆ファンドの上場に係る費用（2026年3月25日現在） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となります。 また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税　　等

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時、換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記は2026年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊法人の場合は上記とは異なります。

＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●指定投資信託証券について

2026年3月25日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。

ファンド名	野村ChinaAMC China 50 ETFマザーファンド
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	中国の金融商品取引所に上場しているChinaAMC China 50 ETF
投資方針	・日本円換算した上証50指数（税引後配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。 ・日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引および外国為替予約取引等をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
ファンド名	野村マネーポートフォリオ マザーファンド
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	円建ての短期有価証券

●NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証50連動型上場投信に関する留意点

・中国A株への外国人による投資については、「QFII 制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受け、かつ国家外貨管理局（SAFE）から投資の認可を取得したブローカーもしくは運用会社等機関投資家（QFII）によるものや、ストックコネクトを利用するもの、その他特別な制度に基づくもののみが可能です。

（注）・QFII（適格国外機関投資家）: Qualified Foreign Institutional Investors
・CSRC（中国証券監督管理委員会）: China Securities Regulatory Commission
・SAFE（国家外貨管理局）: State Administration of Foreign Exchange
・ストックコネクト：中国本土と香港の間での株式相互取引制度

・ファンドの信託金限度額は、550億円です（将来、所定の手続きにより信託約款を変更し、当該限度額を変更する場合があります。）。追加設定することにより、当該限度額を超えることとなる場合には、当該追加設定をすることはできません。

・国家外貨管理局（SAFE）の裁量で、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、外国為替取引上の規制が発生したり、円と中国人民元との交換が停止となる場合があり、予定している信託財産の回金が行なえない可能性があります。すなわち、ファンドの運用において、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等が発生することがあります。

追加的記載事項

・適格国外機関投資家（QFII）に対する課税上の取扱いとして、増値税（付加価値税）については、中国での証券売買による差額収入に対して免除される旨、中国財政部及び国家税務総局より公表されています。また、株式配当金・利息収入については、10%の企業所得税が課される旨、国家税務総局より公表されています。さらに、株式譲渡所得に係る企業所得税については、2014年11月17日以後当分の間免除される旨、中国財政部、国家税務総局及びCSRCより公表されています。なお、中国国内における期間収益に対する所得税や増値税等について、適用の有無、範囲、方法を含めて公表されていないもの、解釈が定まっていないものがあります。これらの税金が新たに課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。またその場合、ファンドにおける信託財産留保額が引き上げられる可能性があります。
ストックコネクトを通じた中国A株投資については、中国財政部、国家税務総局およびCSRCより、営業税については免除、株式譲渡所得については一時的に免除、株式配当金・利息収入については10%の企業所得税が課される旨、公表されています。

※これらの記載は、2026年1月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。また、中国の関係法令の解釈については必ずしも安定していません。